



2022年5月13日

各 位

会社名 株式会社G S I クレオス
代表者名 代表取締役 社長執行役員 吉永 直明
(コード番号:8101 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 経営企画部長 小野 国広
(TEL. 03-5211-1802)

定款一部変更（本店の所在地変更・株主総会資料の電子提供措置等の導入）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月開催予定の第92期定時株主総会に、本店の所在地変更および株主総会資料の電子提供措置等の導入に関する「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 本店の所在地変更

当社が中期経営計画“GSI CONNECT 2024”に掲げた重点施策の一つである、「人材の充実と新しい働き方の推進」の一環としてオフィス環境を整えることならびに本社機能の拡充および業務効率の改善を目的とした本社移転に伴い、本店の所在地を東京都港区に変更するものです。なお、この変更につきましては、2022年11月末日までに開催される当社取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、附則にその旨の規定を設けるものです。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものです。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現 行	変 更 後
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第3条（本店の所在地） 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第3条（本店の所在地） 当社は、本店を東京都港区に置く。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 <削除></p>
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p><u>第14条（電子提供措置等）</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p style="text-align: center;">附則 <記載省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条（現行どおり）</u></p> <p><u>第2条（本店の所在地変更の効力発生日）</u> 定款第3条（本店の所在地）の変更は、2022年11月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本条は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</p> <p><u>第3条（電子提供措置等に関する経過措置）</u> <u>現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> 2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。 3. 本条は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2022 年 6 月 28 日 (予定)
定款変更の効力発生日	上記附則に記載のとおり

以 上